

第17回 由利本荘市行政改革推進委員会

日時 平成27年8月4日(火)

午後1時30分～

場所 由利本荘市役所 5階第6会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 副市長あいさつ

4. 案件

(1) 行政改革推進委員会について …… 資料No.2.3

(2) 委員長及び副委員長の選任について

(3) 第3次行政改革大綱の取り組みについて …… 資料(事前送付)

5. その他

6. 閉会

由利本荘市行政改革推進委員会委員名簿

○委員名簿

氏名	所 属・役職等
今 野 正 樹	秋田しんせい農業協同組合代表理事専務
森 井 安 子	秋田しんせい農業協同組合女性部副部長
大 友 司	由利本荘市商工会青年部部长
阿 部 里 美	由利本荘市商工会女性部部长
加 藤 充 英	連合秋田本荘地域協議会事務局長
阿 部 タツ子	由利本荘市婦人団体連絡協議会会長
佐 藤 知	公益社団法人由利本荘青年会議所理事長

○市出席者及び事務局

職 名	氏 名	備考
副 市 長	石 川 裕	
総 務 部 長	阿 部 太津夫	
総務部政策監兼 行政改革推進課長	木 原 彰	
行政改革推進課 行政改革推進班長	佐 藤 徳 和	
行政改革推進課 主 査	新 田 朋 己	

○由利本荘市行政改革推進委員会条例

平成17年12月22日

条例第304号

改正 平成22年3月26日条例第5号

(設置)

第1条 市の行政改革の推進に資するため、由利本荘市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が行う行政改革に関する大綱の策定及びその推進に対して意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、市政について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員会の会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、由利本荘市総務部において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成27年度 由利本荘市行政改革推進本部組織図

第3次行政改革大綱の目指す方向性
 昨今の地方自治体には、少子化、高齢化、人口減少の進展などの社会経
 済情勢への対応が求められており、本市においても、時代ニーズに合った
 行政運営の変革が必要となっております。
 第3次行政改革大綱では、『由利本荘市総合計画(新創造ビジョン)』を
 実現するための施策展開が重要な鍵となっており、市民生活の安定と福祉
 の増進や今後の社会経済情勢の変革に、柔軟かつ弾力的に対応できる行
 政の基盤づくりを進めるため、専務専業の必要性や効具等を十分に検
 証し、市が真に担うべき事業の選択や、実施方法の見直し、改善、新たな
 手法の導入など効果的な行政運営の推進と、限られた財源の有効活用な
 どの行政改革に取り組むものとなります。

取り組みの重点事項
 1. 開かれた市政の推進
 2. 行政運営の効率化
 3. 健全な財政運営の維持・強化

実施期間
 平成27年度から平成31年度までの5年間

由利本荘市行政改革推進本部
 本部長：長谷部市長、小野副市長
 副本部長：石川副市長、企業管理者、総務部長、企画調整部長、市民生活部長、
 本部長：健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、
 由利本荘市長、田利本荘市長、総合支所長、
 消防長、総合支所長、
 ・行政改革推進に係る最高決定機関

由利本荘市行政改革推進委員会
 (民間委員)
 ・行政改革推進への意見・助言
 ※任期2年 委員7名

指示

検討報告

由利本荘市行政改革推進検討委員会
 委員長：総務部長
 副委員長：企画調整部長
 委員：市民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、
 建設部長、由利本荘市長、こと營業本部専務局長、教育次長、
 ガス水道局長、消防長、総合支所長
 ・行政改革大綱・実施計画に関する調整会議
 ・行政改革推進本部の会議に付すべき重要の協議など

指示

検討報告

事務局：行政改革推進課長(主管課長)、
 総務課長、財政課長、
 総合政策課長



部会・ワーキンググループ等

第三セクター見直し調整会議	財政課、農業振興課、観光文化振興課、行政改革推進課
保育園・特養専門部会	総務課、財政課、総合政策課、子育て支援課、長寿支援課、学校教育課、行政改革推進課
保育園・特養ワーキンググループ	総務課、教育総務課、生涯学習課、行政改革推進課
出張所・公民館専門部会	総務課、財政課、総合政策課、情報管理課、行政改革推進課
事務事業マネジメントワーキンググループ	総務課、危機管理課、教育総務課、情報管理課、行政改革推進課
資産経営マネジメントワーキンググループ	管財課、危機管理課、情報管理課、行政改革推進課

※部会：各部長を部会長として、各部署の取り組み課題について個別調査、研究を要し、取り組みを推進する。
 専門部会：複数の部会に係る取り組み課題に対処するため、部会を横断して個別調査、研究を実施し、取り組みを推進する。